

# PTA規約

枚方市立田口山小学校

*Parent-Teacher Association*

保護者と先生の会

# 目次

枚方市立田口山小学校 P T A 規約.....	3
第一章　名称および所在地 .....	3
第二章　目的および方針.....	3
第三章　会員 .....	3
第四章　役員 .....	3
第五章　役員の任務.....	4
第六章　会計監査 .....	4
第七章　総会 .....	4
第八章　企画運営委員会.....	4
第九章　委員 .....	5
第十章　経理 .....	5
第十一章　業務委任 .....	5
第十二章　個人情報の取り扱い.....	5
第十三章　規約の改正.....	5
第十四章　細則および諸規定 .....	5
役員及び委員選出規定 .....	7
委員細則 .....	10
枚方市立田口山小学校 P T A 個人情報取扱規定.....	11

# 枚方市立田口山小学校 P T A 規約

## 第一章　名称および所在地

第1条 本会は、枚方市立田口山小学校 P T A と称し、所在地を同校内（枚方市田口山3丁目10-1）に置く。

## 第二章　目的および方針

第2条 本会は教育基本法、児童憲章の精神にもとづき、学校、家庭および地域社会における児童の福祉の増進と人格形成をはかり、健全な学校生活を営ませ、あわせて、会員相互の親睦と研鑽をはかることを目的とする。

第3条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って自主的に活動する。

1. 特定の政治的、宗教的な活動を行わない。
2. 営利的行為を行わず、また営利団体や営利を目的とする個人に利用されない。
3. 学校の教育方針に干渉しない。
4. 前条の目的達成のために必要な諸活動を、独自にあるいは、他団体や関係機関と協力して行う。

## 第三章　会員

第4条 本会は、田口山小学校児童の保護者及び教職員をもって組織することとし、本会は任意の組織である。本会への加入、非加入および退会の方法は次の通りである。

1. 本会への加入希望者は、入会届を提出することにより、いつでも入会することができる。
2. 新規に会員となる対象者が加入を希望しない場合、本会の定める期日までに非加入届を提出することにより非会員となることができる。
3. 本会への退会希望者は、退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。但し、子の卒業や転校または勤務校の移動によって会員資格を失うものは、退会届の提出は必要なく、会員資格の消滅をもって退会とする。

第5条 会員はすべて平等の権利義務を有し、第二章の目的、方針に従って活動する。

第6条 本会は枚方市 P T A 協議会、全国 P T A 連絡協議会の会員となる。

## 第四章　役員

第7条 本会の役員は次のとおりとする。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 書記 3名（教職員 1名）
4. 会計 3名（教職員 1名）

第8条 役員の選出は次のとおり定める。

1. 役員の選出は、役員及び委員選出規定によるものとし、総会の承認により決定就任する。役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 役員に就任した者は、今後のPTA役員・委員活動を免除する。ただし、本人の承諾のある場合はこの限りではない。

## 第五章 役員の任務

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときは、その任務を代行する。
3. 書記は総会、企画運営委員会、その他主要会議の議事内容および活動に関する記録、通信、資料の保管を行う。
4. 会計は本会の会計を処理し総会において、予算、決算の報告を行う。

## 第六章 会計監査

第10条 本会の経理を監査するため、2名の会計監査委員をおく。その任期は1年とし、再任を妨げない。

第11条 会計監査は、役員及び委員選出規定により会員の中から選出する。

第12条 会計監査は、総会で決定された予算に従って、適正に執行されるよう年3回定期監査を行い、定期総会に報告する。

## 第七章 総会

第13条 総会は全会員をもって構成し、本会の最高決議機関とする。

総会の形式は、対面総会あるいは書面（電磁的方法を含む）総会とする。

第14条 総会は委任状を含めて会員の4分の1以上の出席（書面または電磁的方法による議決権行使も含む）をもって成立する。議決は、出席者による議決権行使、および書面（電磁的方法を含む）による議決権行使の過半数の同意とする。

第15条 総会は年2回会長が開催し、次の事項を審議する。

1. 活動計画および予算の決定。
2. 活動経過および決算の承認。
3. 規約の改廃。
4. 役員、会計監査の選出。
5. その他必要な事項。

第16条 前条の定期総会の他に、企画運営委員会が必要と認めた場合、または会員の十分の一以上の要求があった場合は、会長は総会を開催しなければならない。

## 第八章 企画運営委員会

第17条 企画運営委員会は本会の活動を企画、執行する機関であり、次の任務を遂行する。

1. 規約並びに総会の決定事項の執行。
2. 総会に提出する議案の作成。
3. 各委員会の活動計画の企画と調整。

4. その他第2条の目的達成に必要な諸事項の執行。

第18条 企画運営委員会は、役員、学校長、教頭、教職員の会計、書記で構成し、企画運営委員長は会長とする。

第19条 企画運営委員会は企画運営委員長が召集し、構成員の二分の一以上の出席で成立する。  
但し、構成員の四分の一以上の要請があった場合は、企画運営委員会を召集しなければならない。

### 第九章 委員

第20条 本会は本会の目的達成と活動を円滑に推進するために、いくつかの委員を置く。委員の種類、役割等必要な事項は、「委員細則」で定める。

第21条 本会は、役員及び委員選出規定により、会員の中から委員を選出する。

### 第十章 経理

第22条 本会の経費は会費、寄付金、および行事等の収入によって支弁する。

第23条 本会の会費は家庭数単位で定められた金額を納付する。会費の詳細については「田口山小学校PTA会費細則」に定める。

第24条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

次年度予算が決定するまでの間は、繰越金を必要最小限だけ利用し、次年度予算に組み入れるものとする。

### 第十一章 業務委任

第25条 本会は学校とは、次の事務に関して、業務委任契約を締結する。

1. 会費の徴収
2. 配布物の配布、収集

### 第十二章 個人情報の取り扱い

第26条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規定」に定め適正に運用するものとする。

### 第十三章 規約の改正

第27条 本規約は総会において、出席者の三分の二以上の賛成がなければ改廃できない。

第28条 本規約および規定の改正案は、総会の10日前に全会員に通知しなければならない。

### 第十四章 細則および諸規定

第29条 この会の運営に関して必要な細則および諸規定は、この規約に反しない限りにおいて、企画運営委員会の議決を経て定める。企画運営委員会は細則、諸規定を制定又は改廃した場合は、その結果を総会等で報告しなければならない。

この規約は昭和51年4月19日に設立し、実施する。

昭和53年4月28日改正

昭和57年4月1日改正

昭和61年4月18日改正

平成3年4月20日改正

平成5年3月6日改正

平成7年5月21日改正

平成15年3月1日改正

平成18年3月11日改正

平成20年3月8日改正

平成21年3月7日改正

平成22年3月6日改正

平成26年3月8日改正

平成26年11月1日改正

平成28年3月2日改正

平成29年3月1日改正

令和元年5月25日改正

令和3年5月19日改正

令和4年2月28日改正

令和7年2月28日改正

以上

# 役員及び委員選出規定

枚方市立田口山小学校

本規定は、役員、会計監査及び各委員選出の方法を定めたものである。

## (役員・会計監査・委員の選出条件)

第1条 保護者は1児童が在校中に1回以上、役員・委員のいずれかを務めることとする。ただし、役員を務めた保護者については、以降の役員・委員選出の際に永年免除されるものとする。

## (役員・会計監査の選出)

第2条 役員及び会計監査の選出方法は次の通り行う。

1. 役員及び会計監査の立候補を受け付ける1週間以上の届け出期間を公示した後、その受付を締め切る。
2. 役員の立候補が定数を満たない場合は、第5条の免除者を除いた全会員を対象として抽選を行う。  
抽選後の辞退、免除申請は受けない。免除の申請については第4条のとおり。

## (委員の選出)

第3条 委員の選出方法は次の通り行う。

1. 委員の立候補を受け付ける1週間以上の届け出期間を公示した後、その受付を締め切る。
2. 委員の立候補が定数を満たない場合は、第5条の免除者を除いた全会員を対象として抽選を行う。  
抽選後の辞退、免除申請は受けない。免除の申請については第4条のとおり。

## (役員・会計監査・委員の免除)

第4条 役員・会計監査・委員免除については、役員及び委員選出規定第2条、第3条による抽選までに一定の期間を設け申し出こととする。

第5条 役員・会計監査・委員免除は下記の通りとする。

1. 役員経験者(第1条により原則永久免除)。
2. 募集年度4月1日に、3歳未満の幼児がいる者。
3. 妊娠及び病気(難病や日常生活に制限のある者)等で活動が困難と認められる者。
4. 役員で協議し、日本語での意思疎通が困難と判断した者。

## (役員・会計監査・委員の欠員)

第4条 役員、会計監査、委員を辞する場合は、病気、転校などのやむを得ない事情以外は原則認めないものとする。役員、委員に欠員が生じた場合、その補充については企画運営委員会の決定に従うものとする。

## (規定の改正)

第5条 本規定の改正は、企画運営委員会で審議し決定する。改正した規定は総会等において、全会員に知らせるものとする。

2. 本規定は、昭和51年4月19日から実施する。

昭和53年4月28日改正

昭和57年4月1日改正

平成5年3月6日改正

平成7年5月21日改正

平成17年3月12日改正

平成18年3月11日改正

平成19年3月10日改正

平成22年3月6日改正

平成23年3月6日改正

平成24年12月15日改正

平成26年3月8日改正

平成28年3月2日改正

令和元年5月25日改正

令和3年2月2日改正

令和4年2月28日改正

令和7年2月28日改正

以上

# 田口山小学校 P T A会費細則

枚方市立田口山小学校

第1条 本会の会費について次の通りとする。

1. 会費は一家庭年額3, 300円（300円×11か月）とする。
2. 会費を変更する場合は、企画運営委員会において三分の二以上の賛成を必要とする。
3. 会費の徴収方法は、年1回6月に全額徴収とし学校徴収金口座からの引き落としとする。  
PTAは学校と委託契約を取り交わした上で学校徴収金からPTA名義の口座への送金を依頼する。
4. 年度途中の転出入者の会費の取り扱いは、次の通りとする。
  - (1) 転入の場合…入会届を提出していただいた方のみ、入会月から月額換算で徴収する。
  - (2) 転出の場合…退会届の必要なく退会となり、退会月から月額換算で返金をする。
5. 3月末までに退会届を提出していただいた退会者の方は、退会翌年度からの会費は徴収しません。
6. 年度途中の自己都合による退会の場合、納入済みの会費の返金はありません。

第2条 本細則の改正は、企画運営委員会で審議し決定する。改正した細則は総会等において、全会員に知らせるものとする。

## 付 則

この規定は令和8年4月1日から実施する。

以上

## 委員細則

枚方市立田口山小学校

本細則は、委員の種類や活動内容などを定めるものである。

### (委員活動の目的)

第1条 枚方市立田口山小学校 P T A 規約第2条の「本会は教育基本法、児童憲章の精神にもとづき、学校、家庭および地域社会における児童の福祉の増進と人格形成をはかり、健全な学校生活を営ませ、あわせて、会員相互の親睦と研鑽をはかることを目的とする」ことを実現するために、会員同士が協力し合え、PTA活動に参加しやすい活動とすることを目的とします。

### (委員の種類)

第2条 第1条を実現するために、次のような種類の委員を置く。

1. 6年生卒業対応委員
2. いきいき広場委員
3. 地域活動委員
4. 広報委員

### (各委員の活動)

第3条 各委員の任務は次のとおりとする。

1. 6年生卒業対応委員は、卒業生をお祝いし、先生への感謝の気持ちを伝える活動を行う。
2. いきいき広場委員は、多種多様な体験を通して子ども達の「生きる力」を育む活動をしている「いきいき広場」をサポートする。
3. 地域活動委員は、地域社会への貢献を深め、学校と保護者の連携を強化する地域の方主催の活動をサポートする。
4. 広報委員は、学校や子どもに関する情報の発信を行う。

### (細則の改正)

第4条 本細則の改正は、企画運営委員会で審議し決定する。改正した細則は総会等において、全会員に知らせるものとする。

### 付 則

この規定は令和8年4月1日から実施する。

以上

# 枚方市立田口山小学校 P T A 個人情報取扱規定

## (目的)

第1条 枚方市立田口山小学校 PTA(以下、「本会」という)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース(以下、「個人情報データベース」という)の取扱いについて定めるものとする。

## (責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## (管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

## (取扱者)

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、役員・広報委員とする。

## (秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

## (周知)

第7条 個人情報取り扱いの方法は、総会資料や広報誌等で会員に周知する。

## (利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) PTA 会費の集金業務、管理業務
- (2) その他の文書の送付
- (3) 役員・会計監査・委員会・会員等の名簿の作成
- (4) **本部役員及び委員選出**

## (利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

## (管理)

第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、適切な状態で保管することとする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 本会は、個人情報を第三者(第12条第1号から第4号の場合及び府、市役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者(第12条第1号から第4号の場合及び府、市役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第17条 本会は、役員・各委員会委員長に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、企画運営委員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

付則

本規則は、令和4年5月1日より施行する。

以上